

常任委員会審査状況

3月定例会に上程された議案を各委員会に付託して審査を行いました。それぞれの委員会が審査した議案は、総務委員会4件、文教環境委員会2件、産業建設委員会1件、予算決算委員会11件(総務分科会3件・文教環境分科会2件・生活福祉分科会8件・産業建設分科会4件)です。なお、議案第4号と議案第18号の一般会計予算は、それぞれの分科会で関連部分を審査しました。

各委員会及び分科会の審査状況の一部は次のとおりです。

総務委員会

議案第14号「鈴鹿市消防団条例の全部改正について」

審査のポイント

(問) 消防団員の資格要件の緩和とは、具体的にどの範囲まで該当するのか、また周知方法は。

(答) 市内に居住する者のほか、消防団長が認める者という要件が追加された。具体的には、鈴鹿市に隣接する四日市・津・亀山に住む方、市内に勤務の方、鈴鹿市に隣接する市に勤務する方、市内の大学生、鈴鹿市外に居住の方で、防災コーディネーターや防災士など資格があり、鈴鹿市に貢献したい方等が該当する。

周知方法は、消防団員の方々からの発信が一番必要であると考えており、自治会を通じて発信してもらう。また、鈴鹿市内だけの広報啓発にとどまらないよう、募集に特化した消防団のイメージアップを図るイベントなどの開催を計画している。



文教環境委員会

議案第21号「損害賠償の額の決定及び和解について」(清掃センター)

審査のポイント

(問) 点検周期はどうであったか。制御装置については扉ごとに独立したものとなっているのか。今回の事故による営業補償を相手側に対して考慮したのか。

(答) 点検周期については2年に1度の定期点検と始業前に毎日点検を行っている。

制御装置は個々の扉ごとに独立している。今回の事故に対して相手側から営業補償を請求されることはなかった。これについては事故翌日の31日に代車の確保ができたため請求をされなかったのではないかと考えている。

